

群馬コンベンションセンター

(愛称 Gメッセ群馬)

指定管理者募集要項

平成30年2月

群馬県企画部

目 次

| | | |
|------|-----------------|----|
| 第 1 | 施設の概要 | 1 |
| 第 2 | 管理の業務等の範囲 | 3 |
| 第 3 | 管理運営の成果目標 | 4 |
| 第 4 | 指定の期間 | 4 |
| 第 5 | スケジュール | 4 |
| 第 6 | 申請に必要な資格 | 6 |
| 第 7 | 申請の方法 | 7 |
| 第 8 | 選定委員会の設置及び審査・選定 | 9 |
| 第 9 | 選定の基準 | 9 |
| 第 10 | 収入・支出等 | 12 |
| 第 11 | その他の事項 | 14 |
| 第 12 | 問い合わせ先 | 18 |

群馬コンベンションセンター指定管理者募集要項

人口減少の中にあっても、群馬県（以下「県」という。）が持続的に発展するには、交通ネットワークの結節点にあるという拠点性を活かして、「人・モノ・情報」を呼び込んでいく必要がある。

そこで県は、交流人口の増加による新たな経済需要の喚起、企業のビジネスチャンスの拡大、新産業の創出、若者や女性が活躍できる魅力ある雇用の創出につなげるため、JR高崎駅の近くに奇跡的に残された大規模空間に群馬コンベンションセンターを整備する。

県は、群馬コンベンションセンターの管理運営に関して、民間のノウハウ・能力を活用するため、指定管理者を公募し、コンベンション開催を通じた交流人口の増加による県経済への貢献、広報宣伝、誘致営業活動、サービスの向上、経費の節減などについて創意工夫のある提案を募集する。

第1 施設の概要

1 名称

群馬コンベンションセンター（愛称 Gメッセ群馬、以下「Gメッセ群馬」という。）

2 所在地

高崎市岩押町

3 概要

（1）施設の設置目的

人、情報及び技術の交流を促進する展示会、学術会議その他の催物（以下「催物」という。）の場を提供することにより、本県における産業、学術及び文化の振興を図る。

(2) 施設の構成

ア 建物・施設

| | |
|---------|--|
| 建 物 構 造 | 鉄骨造地上4階など |
| 敷 地 面 積 | 111,766㎡ |
| 延 床 面 積 | 67,746㎡ (立体駐車場33,493㎡を含む。) |
| 開 館 年 月 | 2020年春 |
| 総 工 費 | 約280億円 |
| 主な施設内容 | ①展示・会議施設 (詳細は別紙1 諸元を参照) ・展示場 ・メインホール ・大会議室 ・中会議室 (4室) ・小会議室 (4室) ・特別応接室、交流室、ホワイエ、パントリーなど ②その他の施設 ・屋外展示場 ・駐車場 約2,000台 (立体駐車場約1,400台、平面駐車場約600台) |

イ 施設配置等 図面等の設計図書一式はぐんま電子入札共同システムを参照
(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

入札情報公開システムー群馬県ー工事 (発注情報) ー企画部、コンベンション推進課、2017を選択)

(3) 施設の管理運営方針

ア コンベンション開催により、交流人口を増加させ、新たな人やモノの流れを生み出し、県経済の発展につなげる。

イ 積極的な広報宣伝を行い、稼働率の向上につなげる。

ウ 県、県コンベンションビューローやその他関係機関と密接な情報交換を行い、連携を図る。

エ 施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。

オ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行い、快適かつ安全な利用を確保する。

(4) 施設の利用案内等

県ホームページ及び県コンベンション情報ポータルサイトのホームページを参照のこと。

<http://www.pref.gunma.jp/04/ay0100046.html>

<http://www.convention.pref.gunma.jp/>

第2 管理の業務等の範囲

1 指定管理者が行う業務の範囲等

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 広報宣伝・コンベンション誘致

ア 広報宣伝に関する業務

イ コンベンション誘致に関する業務

(2) 運営に関する業務

ア 施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）の予約の受付・管理

イ 施設等の利用の承認等

ウ 施設等の利用の承認の取消し等

エ 休館日の設定

オ 利用時間の変更等

カ 受付時間の設定

キ 利用料金の設定等

ク 利用料金の収受

ケ 利用者案内

コ 利用者への情報提供

サ 駐車場運営

シ その他運営に関する業務

(3) 維持管理に関する業務

ア 維持管理計画書の作成

イ 人員配置等

ウ 危機管理

エ 清掃業務

オ 保守管理業務

カ 設備機器の運転操作及び監視業務

キ 保安警備業務及び防火管理業務

ク 補修・修繕・更新・改修

ケ 外構管理

(4) その他業務

ア 利用規程の作成

イ 事業計画書の作成

- ウ 事業報告書の作成
- エ 文書管理
- オ 消防・防災業務
- カ 県の要請への協力
- キ 環境対策

(5) 関連事業

- ア 自主事業
- イ 利用者サービス

2 指定管理者が行う管理の業務の範囲外

- (1) 県及び県から許可を受けた団体が行う自動販売機の設置
- (2) 土地の賃貸借契約
- (3) 雨水貯留槽管理（ただし、排水用ポンプの監視業務を除く。）
- (4) 太陽光発電所

第3 管理運営の成果目標

管理運営の成果目標は、次のとおりとする。

- ・年間利用者数 967,000人（2024年度までの達成を目指す。）

第4 指定の期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで（5年間）とする。ただし、指定の期間中であっても、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消すことがある。

第5 スケジュール

1 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 平成30年2月26日（月）から平成30年5月7日（月）まで
- (2) 配布方法
群馬県ホームページ (http://www.pref.gunma.jp/07/ay01_00015.html) に掲載
- (3) 配布時間
配布期間内の終日。ただし、サーバーのメンテナンス等により、一時的に閲覧及びダウンロードができなくなる場合がある。

2 申請に関する現地説明会

現地説明会を次のとおり開催するので、申請を予定している法人その他の団体（以下「団体」という。）は出席すること（単独で申請する団体及び後述のグループ申請の代表となる団体については、**現地説明会への出席は、申請の資格要件**である。）

説明会参加申込書（別記様式10）により、電子メールにて申し込みのこと。

- (1) 日 時 平成30年3月22日(木) 午後1時30分～
※申し込みが多数の場合は、開始時間を調整する場合がある。
- (2) 場 所 県コンベンション施設建設工事事務所(高崎市岩押町)
- (3) 申込期限 平成30年3月15日(木) 午後5時15分まで
- (4) そ の 他 詳細については、申込者あて別途連絡する。

3 申請に関する質問

申請に関する質問は、質問票(別記様式11)により行うこと。
質問票は後記第12の問い合わせ先まで、電子メールで送付のこと。
(質問受付期限:平成30年3月30日(金))
質問への回答は、原則として、県ホームページに掲載する。

4 申請の受付期間

申請を受け付ける期間は、平成30年5月7日(月)から平成30年5月31日(木)までの執務時間内(午前8時30分から午後5時15分まで)とする(土曜日・日曜日及び祝日を除く)。

郵送の場合は、書留郵便とし、平成30年5月31日(木)必着とする。

5 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果については、平成30年6月中(予定)にすべての申請者に対して通知する。

6 プレゼンテーション及びヒアリング(第2次審査)

第1次審査を通過した申請者については、申請内容等について、プレゼンテーション等による審査を行う。日時・場所等の詳細は、第1次審査の結果と合わせて連絡する。

7 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、平成30年8月頃に第1次審査を通過したすべての申請者に対して通知する。

8 選定結果の公表

指定候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、県ホームページで公表する。

9 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、県議会(平成30年第3回前期定例会)における議決を経て行う。

10 指定管理期間開始までのスケジュール

| 時期 | 内容 |
|------------------|-----------------|
| 平成30年2月26日～5月7日 | 募集要項等配布 |
| 3月22日 | 現地説明会 |
| ～3月30日 | 質問受付期限 |
| 5月7日～5月31日 | 申請書受付期間 |
| 6月 | 第1次審査（書類審査） |
| 7月 | 第2次審査（ヒアリング等） |
| 9月（第3回前期定例会） | 指定議案及び債務負担行為の上程 |
| 平成30（議会議決後）、31年度 | 準備委託（予約・相談の受付等） |
| 2020年4月～ | 指定管理期間開始 |

第6 申請に必要な資格

指定管理者指定の申請を行うことができる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）で、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

1 団体又はその代表者が、次の事項（欠格事項）に該当しないこと。（（5）、（6）及び（9）については、役員等を含む。）

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 当該団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第244条の2第11項の規定に基づき県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消してから2年を経過しない者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している者
- (8) 親会社等又はその代表者、役員等が（5）から（7）までに該当する者
- (9) （5）から（8）までに掲げる者と便益の供与、交際等の関係を有する者（雇用又は使用している場合及び業務委託、資材調達等をしている場合を含む。）
- (10) 納付すべき税（都道府県税、市区町村税、法人税（法人の場合）、申告所得税（法人でない団体の代表者）、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。))を滞納している者
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金を滞納している者

(12) 県議会議員、知事、副知事、企業管理者及び行政委員会の委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている団体（議員以外の者にあつては、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。企業管理者及び行政委員会の委員については、その職務に関連する施設に限る。）

(13) 県外に本社及び主たる事業所を置く団体が申請する場合は、「管理運営の基本方針」（別記様式7-1）の「1（4）県内企業、団体の活用」に県内企業及び団体へ発注する業務並びにその割合などをできるだけ具体的に記載することが必要である。

2 現地説明会に参加すること（グループ申請のグループの代表となる団体以外の構成員に関しては、資格要件ではない。）。（別記様式10）

3 グループ申請の場合の条件は次のとおりとする。

(1) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表となる団体を定めるとともに構成員は連帯して責任を負う。

(2) グループを構成するすべての団体は、前記1（1）から（12）までの条件を満たす必要がある。

(3) 同時にGメッセ群馬の指定管理者に応募する複数のグループの構成団体となることはできない。

(4) 単独に応募した団体は、グループで応募する場合の構成員となることはできない。

(5) 代表となる団体及びグループを構成する団体の変更は原則として認めない。

ただし、グループを構成する団体については、業務遂行上支障がないと群馬県が判断した場合に限り、変更を認めることがある。

第7 申請の方法

1 提出書類

申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料を求めることがある。

(1) 指定管理者指定申請書（別記様式1）

(2) グループ申請に関する書類

グループ申請の場合は、次に掲げる書類を提出すること。

ア グループ構成表（別記様式2）

イ 指定管理者の募集へのグループによる申請に当たっての誓約書（別記様式3）

ウ 委任状（別記様式4）

(3) 団体概要書（別記様式5）

団体概要書には次に掲げる書類を添付し、グループ申請の場合は、各構成団体ごとに提出すること。

ア 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

イ 法人にあつては登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（申請日の3カ月以内に発行されたもの）

- ウ 申請の日の属する事業年度の直近3事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類
- オ 都道府県税、市区町村税、法人税、消費税等の納税証明書（県内に本社または事業所がない場合の都道府県税、市町村民税の納税証明書は「本社のある都道府県（市区町村）が発行する納税証明書」とする。）
- (4) 団体又は代表者が欠格事項に該当しない旨の申告書（別記様式6）
グループ申請の場合は、各構成団体ごとに提出すること。
- (5) 事業計画書一式（別記様式7）
事業計画書は全体で20ページ以内（7-5、7-8、7-9及び添付資料を除く。）とし、各様式内に記載のある書類を添付すること。
- (6) 事業計画書要旨（別記様式8）
事業計画書の内容をA4判2ページ以内にまとめること。なお、事業計画書要旨は、申請受付期間終了後、県ホームページで公表する。
- (7) 障害者雇用率等（別記様式9）
障害者雇用率等には、次に掲げる書類を添付すること。
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し（提出義務がある事業者に限る。）
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付書の写し（平成29年度及び平成30年度のもの）（対象となる事業者に限る。）

2 提出方法

- (1) 提出場所
前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県産業経済部コンベンション推進局コンベンション推進課
- (2) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。電子メールやファクシミリによる提出は無効とする。
※持参の場合は、後記第12の問い合わせ先へ電話またはメールによる日時の予約が必要である。
- (3) 提出部数
- ア 提出部数は、編綴済みの正1部、編綴済みの副18部、未編綴の副1部の計20部とする。
- イ 申請書の電子データについてもCD-R等で1部提出すること。
- ウ 印刷・複写が困難なリーフレット等の資料がある場合は、20部提出すること。

3 著作権の帰属等

- (1) 提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。
- (2) 県は、選定結果の公表などに際し必要な場合は、必要とする範囲内で申請書類の内容を無償で 사용할 ことができることとする。
- (3) 提出された書類は、群馬県情報公開条例（平成十二年六月十四日条例第八十三号）による開示請求があった場合は、同条例により非公開とすべき部分を除き、公開することがある。

4 その他

- (1) 申請者名は、事業計画書要旨と合わせて、受付期間終了後に県ホームページで公表する。
- (2) 受付期間終了後は、提出された申請書類は、理由のいかんを問わず、返却しない。また、申請書類の修正・再提出や申請の撤回は原則できない。
- (3) 提案は、1 応募者（グループ申請の構成団体である場合を含む）につき 1 提案までとし、複数提案することはできない。
- (4) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、すべての団体について、前記 1 (3)、(4) 及び (7) の書類の提出が必要である。

第 8 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等で構成する群馬コンベンションセンター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、総合的に審査・選定を行う。

審査は、書類審査による第 1 次審査と、申請者によるプレゼンテーション及び申請者に対するヒアリングによる第 2 次審査を行う。

第 9 選定の基準

1 第 1 次審査

申請書類を基に、主として申請に必要な資格を具備しているか、施設管理を安定して行う能力があるかを審査する。

2 第 2 次審査

選定委員会は、次の基準により審査の上、第 2 次審査で合計得点が第 1 位となった者について、指定管理者の候補者に適すると判断した場合に、その旨を県に答申する。県は、選定委員会の答申結果を基に候補者を決定する。

ただし、合計得点が第 1 位であっても、合計得点が 1 5 0 点に満たない場合又は選定基準の中で「E 特に劣っている」の得点が 1 つでもある場合は、候補者に選定しない。

3 選定基準・審査項目

| 選定基準 | 審査項目 | 配点 | 採点 | | | | |
|--|--------------------------------------|----|----|-----|----|-----|---|
| | | | A | B | C | D | E |
| 管理運営の基本方針 | 管理運営の基本方針が県の方針と合致しているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 成果目標を達成する具体的で適切な方法が提案されているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 県経済の振興に資する具体的な提案がなされているか | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | 県内の企業・団体の活用・発注は具体的で効果的な内容となっているか | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | 利用者の平等、公平なサービスの提供について考慮しているか | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| 施設の設置目的の効果的かつ効率的な達成 | 施設をPRするための効果的で具体的な広報宣伝が提案されているか | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | 稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | 県及び県コンベンションビューローと連携する具体的な提案がされているか | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | サービスの向上や利用者の増加につながる料金設定がされているか | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | 利用者の意見の把握や業務への反映などサービス向上のための姿勢がみられるか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 自主事業は具体的で、集客や交流人口の増加につながる内容となっているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 飲食サービス等は、利用者ニーズや利便性を考慮したものになっているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 収支計画は実現可能性があるか。事業計画との整合性は図られているか | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | 指定管理料や県への納付金の水準 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| 安定的で効率的な管理運営能力その他施設の設置目的を達成するために必要と認める基準 | 維持管理は効率的で安定的に行われる内容となっているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 管理運営を行うための人員の確保、組織体制等が適切なものになっているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 施設を安定的に運営できる財務状況になっているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 法令遵守（コンプライアンス）に対する取組は妥当か | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|----|-----|---|-----|---|
| | 労働保険や社会保険の加入状況は適切か | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| | 当初から円滑に管理運営業務をできる専門知識を有しているか | 10 | 10 | 7.5 | 5 | 2.5 | 0 |
| | 類似施設運営の実績はあるか。施設を継続的に運営できる能力を有しているか | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| | コンベンション開催等に対応できる人材の確保や人材育成方針になっているか | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| その他 | 利用者からの苦情・要望への対応やトラブルへの対策が妥当なものであるか | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| | 環境保全に対する取組が妥当なものであるか | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| | 災害発生時、緊急時の対応が妥当なものであるか | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| | 個人情報保護、情報公開の取組が妥当なものであるか | 5 | 5 | 4 | 3 | 2 | 0 |
| 計 | | 300 | | | | | |

採点は、配点項目ごとに、次の基準により各選定委員が行った評価をその項目の採点欄の得点に換算して行う。なお、配点項目ごとに全委員の採点を平均したものをその配点項目の得点とし、全配点項目の合計得点を算出する。

A：特に優れている B：優れている C：普通 D：劣っている E：特に劣っている（基準を満たさない）

4 障害者雇用率加算等

申請者の障害者雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）又は同法施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）に基づく報告における実雇用率を指す。以下同じ。）の達成の程度に応じて上記の配点とは別に、下表のとおり加点減点項目・配点を定める。

なお、法定雇用障害者数を満たしていない申請者については、指定管理期間中の達成に努めることとする。

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 障害者雇用率が2.5%以上の場合（※1、2） | 10点の加算 |
| 2. 障害者雇用率が2.2%以上2.5%未満の場合（※1、2） | 5点の加算 |
| 3. 過去2年分（※3）の障害者雇用納付金について、滞納があった場合 | 10点の減点 |

※1 グループ申請の場合は、原則全事業者の平均で算定するものとする。

※2 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている国への報告義務がない団体においても算定を行う。

※3 指定管理者募集年度の前年度申告分及び前々年度申告分を指す。

第10 収入・支出等

1 県が指定管理者に支払う管理費用（指定管理料）の総額

県が指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とする。**収支計画において指定管理料がこの額を超えている申請は、第1次審査において失格とする。**

指定管理料の上限額
5年間で 65,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

指定管理料は、原則として、精算払いとなる。四半期ごとに前払金を請求することも可能とするが、具体的には県と指定管理者とが協議の上、別途定める。

なお、この上限額は予定金額であり、実際の額は、事業計画書の中で提案された額を上限として、県の予算の範囲内の額とする（具体的には、**後記第11-1**の基本協定及び年度協定で定めるものとする。）。

2 利用料金に関する事項

Gメッセ群馬においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とする。利用料金は、県が群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成二十九年十月二十日条例第三十二号）で定める額の1.5倍を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定めることができる。平成30年中に料金を定めることができるよう、指定議決後速やかに、書面にて県に協議を申し入れること。

なお、以降変更する場合は、新たに料金を定める予定の日の60日以上前までに書面にて、県に協議を申し入れること。

3 管理費用の算出（別紙2「光熱水費の考え方」参照）

管理費用の算出に当たっては、広報宣伝費、施設管理費、光熱水費、一般管理費、人件費、自主事業経費など、管理業務に必要な経費を計上し、提案すること。

なお、算出に当たっては、以下の点に注意すること。

- (1) 利用料金制度導入施設であるため、利用料金の全部を指定管理者の収入とすること。
- (2) 利用料金等の収入額が、指定管理者が作成した事業計画に達しないなど、実績に変動があっても、指定管理料による補填等を行わない。

4 県への納付金

精算後の納付金については、確定した収入額（利用者サービスを含み、自主事業及びその他サービスの提供を除く。）から、当該年度のGメッセ群馬の管理運営経費（下記の固定納付金及び利用者サービスを含み、自主事業、その他サービスの提供及び法人関係税を除く。）を差し引いた額の1/2を県に納付するものとする。

※利用者サービス・・・仕様書「第3 業務の詳細」－「5 その他関連する業務」－「(2) 利用者サービス」をいう。

※その他サービスの提供・・・仕様書「第3 業務の詳細」－「5 その他関連する業務」－「(3) その他サービスの提供」をいう。

※法人関係税・・・法人税、地方法人税、法人県民税、法人事業税、法人市民税をいう。

また、申請者は、収支計画に基づき納付金（固定額）を提案することができる。その場合においては、納付の時期、納付の方法についてもあわせて提案するものとする。

なお、具体的な納入方法及び時期は、後記11-1の年度協定書において定める。指定管理業務開始後に収入額が見込み額を下回っても、納付金（固定額）は変更しない。

5 管理費用の経理

- (1) 管理費用の経理は、団体の他の事業に係る経理と明確に区分した上で県の会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分すること。
- (2) 指定管理業務に係る専用の口座を開設すること。他の事業との共通経費がある場合は、あらかじめ適正な配賦基準を定めて計上すること。
- (3) 自主事業を行う場合は、自主事業に係る経費を区分して経理すること。

6 修繕等

1件（合理的な理由のある工事単位）につき税込200万円未満の施設等の修繕等は、指定管理者の負担となるので、所要の経費を計上すること（年度の上限は、税込500万円とする。）。

なお、1件につき税込200万円以上の修繕等であっても、維持・管理に瑕疵があった場合は、指定管理者の負担で行うことになる。

7 備え付ける物品について（別紙3「実施設計で想定している備品について」参照）

県は、Gメッセ群馬の運営に必要な備品を整備する予定である。具体の品目、仕様等は、協議の上決定する。また、これらの備品の所有権は県に属する。

なお、備え付ける物品の購入に係る予算議案については、県議会の議決（平成31年度予算）により成立する予定であり、指定管理者指定後、備品についての協議を行う。

※別紙3は、実施設計段階での想定であり、このとおり備品を整備するわけではない。

※事務室等には必要となる備品を別途整備する。

8 消費税等の扱い

指定期間を通して、消費税等は税率10%で算定すること。

指定管理者として指定された場合、協定書の締結にあわせて、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

9 収入に関する留意事項

- (1) 指定管理者が施設の管理に際して見込める収入は、原則以下のとおりである。
 - ア 利用料金
 - イ 利用者サービス収入
 - ウ 指定管理料
- (2) 自主事業、指定管理業務以外の事業等により（1）に該当しない収入を見込む場合は、具体的な内容を明示の上、事業計画を作成すること。

10 経理・会計処理

Gメッセ群馬では利用料金の収入は、原則として利用が発生する時をもって計上するものとし、次年度使用に係る利用料金は、前受金として処理する。

第 1 1 その他の事項

1 協定に関する事項

指定管理者に指定された場合には、指定の期間を通じた「基本協定書」と「年度協定書」を締結することになる。

なお、基本協定書は、平成30年中に締結できるよう、指定議決後速やかに協議を行う。

【基本協定書】

基本協定書に定める主な事項は、次のとおり

- (1) 施設の広報宣伝、コンベンション誘致に関する事項
- (2) 施設の運営に関する事項
- (3) 施設の維持管理に関する事項
- (4) 当該年度の管理費用に関する事項
- (5) 利用料金の決定に関する事項
 - ・ 予約の受付時期
 - ・ 利用料金（予納金）の支払時期
- (6) 本県への納付金に関する事項
- (7) 自主事業に関する事項
- (8) 個人情報の保護に関する事項
- (9) その他必要な事項
 - ・ 協定の目的
 - ・ 指定の期間
 - ・ 協定の適用関係
 - ・ 区分経理
 - ・ 文書の管理及び保存
 - ・ 備品の取扱い
 - ・ 秘密の保持
 - ・ 月例報告書、事業報告書等の作成及び提出
 - ・ モニタリングの実施
 - ・ リスク等分担
 - ・ 委託の原則禁止
 - ・ 権利義務の譲渡の禁止
 - ・ 不可抗力による業務の免除
 - ・ 指定の取消し
 - ・ 指定管理者による協定解除の申出

- ・ 指定管理業務の引継ぎ
- ・ 原状回復義務
- ・ 損害賠償
- ・ 諸規則の整備及び提出（個人情報保護、情報公開、使用承認事務処理、緊急時の連絡体制、省エネルギー関係法令に基づく管理標準等）
- ・ 暴力団等の排除
- ・ 大規模災害発生時の対応
- ・ 災害活動拠点等設置時の費用負担

【年度協定書】

年度協定書に定める主な事項は、次のとおり

- (1) 当該年度の業務内容（事業計画）
- (2) 当該年度の管理費用に関する事項
- (3) 納付金の納入方法及び時期に関する事項
- (4) 修繕費の上限
- (5) その他必要な事項

指定管理者は、各年度の9月末日までに翌年度の事業内容等を記載した事業計画書を県に提出し、承認を得ること。この承認内容をもとに年度協定を締結する。

2 指定の取消し等

- (1) 前記第5－9により指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由なく基本協定、年度協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、当該指定を取り消す場合がある。
- (2) 協定締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき
 - イ 著しく社会的信用を損なうなどにより、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 指定の期間中であっても、施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務等の停止を命じることがある。
- (4) 指定管理者による協定解除の申出を受けた場合、申出がやむを得ないものと認めるときは、協定を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。この場合、あらかじめ協定書において定めた額を違約金として指定管理者に請求することがある。

3 業務の一括委託禁止

指定管理者は、管理運営業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできない。

4 法令遵守に関する事項

指定管理者は、次に掲げる関連する法令等を遵守し、業務を遂行すること。

- (1) 地方自治法及びその他関係法令
- (2) 群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成十六年十月十八日条例第五十号）
- (3) 群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（平成十六年十月十八日規則第六十三号）
- (4) 群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例
- (5) 群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年度制定予定）
- (6) 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他労働関係法令
- (7) 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）その他施設及び設備の維持管理又は保守点検に関する法律
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- (9) 群馬県暴力団排除条例（平成二十二年十月二十八日条例第五十一号）
- (10) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）その他省エネルギー関係法令
- (11) 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）
- (12) 障害者の雇用の促進等に関する法律
- (13) その他の関係法令

※情報公開、個人情報保護については7に掲載

5 障害者の雇用に関する事項

- (1) 本施設において、職員を雇用する場合は、次表のとおり施設自体での障害者雇用に努めること。

| 施設の従業員数 | 雇用する障害者数 |
|-----------|----------|
| 50人～67人 | 1.5人以上 |
| 68人～113人 | 2人以上 |
| 114人～136人 | 2.5人以上 |
| 137人以上 | 3人以上 |

※ 短時間（週所定労働時間が20時間以上30時間未満）労働者は、1人を0.5人としてカウント

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント

ただし、短時間の重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント

※ 49人以下の場合も、雇用ができるよう努力を行うこと。

- (2) 指定管理者に指定された場合には、当該団体として、障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた基準を満たすよう、障害者の雇用に努めること。

6 損害賠償責任保険に関する事項

指定管理者としての注意義務を怠ったことにより利用者や第三者に損害を与えた場合などの備えとして、指定管理者の負担において損害賠償責任保険等に加入すること。

なお、火災保険については県が加入する。

7 情報公開・個人情報保護に関する事項

(1) 情報公開に関する事項

指定管理者に指定された場合には、群馬県情報公開条例に基づき、Gメッセ群馬の管理に関する範囲において、県に準じる取扱いを定めた規程を制定すること。

(2) 個人情報保護に関する事項

指定管理者に指定された場合には、群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び群馬県個人情報保護条例（平成十二年六月十四日条例第八十五号）に基づき、施設の管理に関し知り得た個人情報等の保護や適正な取扱いを定めた規程を制定すること。

8 業務の準備

指定管理者は、指定管理の始期から、円滑に事業が実施できるよう、人員の確保や営業活動などの準備を自らの負担において行うものとする。

また、次の(1)～(8)の準備については、別途県と委託契約を締結する予定であるが、詳細については協議の上決定する。

なお、委託契約に係る予算議案の成立には県議会（平成30～31年度予算）の議決を要する。

- (1) 誘致活動及び予約・相談の受付等
- (2) 規程、マニュアル等作成支援業務
- (3) 広報関係業務（ホームページ及びリーフレットの作成、広告等）
- (4) 電話、インターネットの開通・利用に関する業務
- (5) 施設等の保安警備に関する業務
- (6) 運営開始に向けた事務作業、関係機関等との調整業務
- (7) 内覧会開催業務
- (8) オープニング準備業務（内容の提案等を含む。）

9 その他

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 申請書類に虚偽の記載があったとき
 - イ 選定に関して選定委員と接触したとき（申請前を含む。）
 - ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき
 - エ その他不正な行為があったとき
- (3) 申請情報について暴力団等との関係の有無を関係機関に照会する。
- (4) 指定後に暴力団等との関係その他欠格事項に該当することが判明した場合は指定の取消しなどを行う。

第12 問い合わせ先

(平成29年度)

群馬県企画部コンベンション推進課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話番号 027-897-2707(直通)

電子メール convention@pref.gunma.lg.jp

(平成30年度)

群馬県産業経済部コンベンション推進局コンベンション推進課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話番号 027-897-2707(直通)

電子メール convention@pref.gunma.lg.jp